(d)　「ＣＰＳ」とは、「粒径の変更に係る原産地規則」をいう。

第三九類（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品を除く。）の規定の適用上、「粒径の変更」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の粒径の意図的なかつ制御された縮小（破砕（又は圧縮）のみによるものを除く。）であって、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生ずるもの。その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該縮小の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与える。

(ii)　産品の粒径の意図的なかつ制御された変更（圧縮のみによるものを除く。）であって、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生ずるもの。その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与える。

この(d)に規定する類の産品であって、粒径の変更が行われたものは、その工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(e)　「ＳＭ」とは、「標準物質に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三二類までの各類、第三五類及び第三八類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九三八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇〇六・九二号、第三二〇一・九〇号、第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項、第三八〇二・一〇号、第三八〇五・九〇号、第三八〇六・三〇号、第三八〇九・一〇号、第三八・二三項、第三八二四・六〇号及び第三八・二五項の産品を除く。）の規定の適用上、「標準物質」（標準溶液を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されたものをいう。

この(e)に規定する類の産品であって、標準物質として生産されたものは、その生産の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(f)　「ＩＳ」とは、「異性体分離に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三二類までの各類、第三五類及び第三九類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九三八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇〇六・九二号、第三二〇一・九〇号及び第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項の産品を除く。）の規定の適用上、「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離の工程をいう。

この(f)に規定する類の産品であって、異性体分離が行われたものは、その工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

7　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五〇類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

8　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編　品目別規則

関税率表番号（二千十二年に改正された統一システム）	品名	品目別規則	
注釈　3欄又は4欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。			
1	第一類	動物（生きているものに限る。）	CC
2	第二類	肉及び食用のくず肉	CC（第一類の材料からの変更を除く。）
3	第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	CC
4	第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	CC
	第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	CC
	第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	CC
	第七類	食用の野菜、根及び塊茎	CC
	第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	CC
	第九類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	CC
	第一〇類	穀物	CC
	第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	
	一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
	一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	
	一一〇二・二〇	とうもろこし粉	CC
	一一〇二・九〇	その他のもの	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
	一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
		ひき割り穀物及び穀物のミール	
	一一〇三・一一	小麦のもの	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
	一一〇三・一三	とうもろこしのもの	CC
	一一〇三・一九	その他の穀物のもの	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
	一一〇三・二〇	ペレット	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
	一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	
		ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	
	一一〇四・一二	オートのもの	CC
	一一〇四・一九	その他の穀物のもの	CC（第一一〇類の材料からの変更を除く。）
		その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	
	一一〇四・二二	オートのもの	CC